

## 建設産業外国人労働者受入環境整備事業補助金

福井県では、外国人労働者の受入れを行う事業者に対して、海外で行われる採用活動の渡航経費や、外国人労働者用の賃貸住居に係る賃料、日本語教育に係る経費を補助します。

### 補助金概要

補助対象者 (すべてを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>建設業法の規定に基づく建設業の許可を受けた建設業者</li><li>県内に主たる営業所を有する建設業者</li><li>県内営業所において外国人労働者を雇用しているまたは、新たに雇用する建設業者</li><li>県税の全税目および地方消費税に滞納がない建設業者 等</li></ul>
補助対象経費	<p>&lt;渡航費&gt; 海外での技能実習生の採用活動に係る航空運賃 ※令和3年度内に渡航し、雇用契約を結んだ場合に限る。 (補助上限額5万円)</p> <p>&lt;住居費&gt; 技能実習生用に事業者が借り上げる民間賃貸住宅の賃料(月額)のうち技能実習生が負担する額(下限2万円)を除く額</p> <p>&lt;日本語教育に係る経費&gt; 事業者が技能実習生に日本語教育(オンライン講習)を受けさせるにあたって負担する入学金、受講費、教材費 (補助上限額3万円)</p>
補助率等	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限額：20万円(うち渡航費については上限額5万円、日本語教育に係る経費については上限額3万円)
補助対象期間	渡航費：交付決定日から当該交付決定日の属する年度の3月末日まで 住居費：補助事業の始期(交付決定日以後)から連続する12カ月以内 日本語教育に係る経費：補助事業の始期(交付決定日以後)から連続する12カ月以内
申請書類	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金交付申請書</li><li>事業計画書</li><li>収支予算書 他</li></ul>
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和3年11月30日(火) 必着 ※上記期間内であっても定数(予算額)に達した場合、募集を締め切らせていただく場合があります。
問い合わせ先 申請提出先	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 TEL：0776-20-0470 URL： <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kennsetusanngyougaikokuin.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kennsetusanngyougaikokuin.html</a>